

犯罪収益移転防止法に係る申告

（外国PEPs）（仮審査/事前審査用）

私は、「外国の政府等において重要な公的地位を有する者（過去において該当する場合も含む）等」に該当しません。

なお、外国の政府等において重要な公的地位を有する者（過去において該当する場合も含みます。）とは以下の者をいいます。

1. 以下の①～④（過去に①～④であった者を含みます。）

① 外国の元首

② 外国の政府において以下の職に相当する職にある者

- ・日本における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣
- ・日本における衆議院（副）議長、参議院（副）議長
- ・日本における最高裁判所裁判官
- ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員

・日本における統合幕僚（副）長、陸上幕僚（副）長、海上幕僚（副）長、航空幕僚（副）長

③ 外国の中央銀行の役員

④ 外国の予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

2. 上記1に掲げる者の家族（以下の①～⑤）

① 配偶者（事実婚を含みます。以下、同様。）

② 父母

③ 子

④ 兄弟姉妹

⑤ ①～④以外の配偶者の父母、および配偶者の子

以上